

住宅改修費の対象となる改修箇所

厚生大臣が定める住宅改修費の支給対象となる種類および内容は次のとおりとなります。

種類	内容
①手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作を円滑にすることを目的として設置するもの。手すりの形状は、2段式、縦づけ、横づけ等、適切なものとする。
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。
③床材の変更	居室においては畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては床材のすべりにくいものへの変更、通路面においてはすべりにくい舗装材への変更等。 ※利用者の心身、住宅の状況等を考慮して必要と認められる場合には、畳敷から畳敷への変更や板製床材等から畳敷への変更も可。
④引き戸等への扉の取り替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替え。 ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。
⑤洋式便器等への便器の取り替え	和式便器から洋式便器への取り替え等の改修。 和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取り替えは可。すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は対象外となる。 また、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となる。
⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取り付け 手すり取り付けのための壁の下地補強など ②段差の解消 浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事など ③床または通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備など ④扉の取り替え 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事など ⑤便器の取り替え 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化にかかるものは除く） 便器の取り替えに伴う床材の変更など